

千葉県ホームレス自立支援計画(令和6年度改定版)

(計画期間:令和6年度～令和10年度)

ステップ0 緊急援助支援

- 【短期的取組】 ①突然の病気・けがに困っているホームレス等への対応
②居所が緊急に必要な者への対応
- 【中長期的取組】 緊急援助に至らないための予防策

ステップ1 状況の把握・相談 (ファーストアセスメント)

- 【短期的取組】 ①巡回相談による状況の把握
②「街かどスポット相談」による状況の把握・相談
③ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者への相談機関の周知
- 【中長期的取組】 先進事例の情報提供

ステップ2 関係性の構築

- 【短期的取組】 ①巡回相談(継続)の第二の役割
②「街かどスポット相談」の開催
③恒常的な相談窓口の設置
④相談員の養成
- 【中長期的取組】 相談体制の確立とホームレスとの関係性構築

ステップ3 コーディネート(総合自立支援:セカンドアセスメント)

- 【短期的取組】 ①ホームレス一人ひとりの「自立支援計画」づくり
②「自立支援計画」を進める上での留意点
③推進体制づくり
- 【中長期的取組】 民間団体等に対する各種支援

ステップ4 住まいの場の確保

- 【短期的取組】 ①自立支援のための住まいの場の確保
②安定した住まいの確保
③住まいの場における生活支援
- 【中長期的取組】 民間賃貸住宅の利用の円滑化
千葉県すまいづくり協議会居住支援部会等において検討を実施する。

ステップ5 就労の支援・逆転の発想

- 【短期的取組】 ①ホームレス一人ひとりの職業能力や意欲に応じた就労支援
②就労のための環境づくり
③就労の意欲が低い者、就労が困難な者への対応
④本格的な就労のための支援
- 【中長期的取組】 ①求人に関する情報の収集・提供等
②雇用主の理解促進
③継続就労に向けた支援
④社会参加のための就労に対する支援

【目的】

現に千葉県内で路上(野宿)生活をしている者に加え、様々な事情により不安定な居住の状況にあるなど、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者を対象に、一人ひとりの状況に応じて、適切な支援を行う。

【根拠法令】

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

【計画期間】

令和6年度～令和10年度 ※措置法が失効した場合は、法の失効する令和9年8月まで

【見直しの方向性】

国のホームレスの自立の支援等に関する基本方針や近年におけるホームレスの状況の変化を踏まえ、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する支援や、居住支援の充実等を図る。

【県内のホームレスの現状】

令和元年度調査：145人 → 令和6年調査：121人(△24人)

チャレンジ1 推進体制の確立

- ①県の役割
- ②市町村の役割
- ③民間団体の役割

チャレンジ2 健康の確保

- 【短期的取組】 ①巡回・窓口での健康に関する相談や保健指導
②疾病に関する対応や健康指導
③病気・けがが発生時の相談窓口の情報提供
④医療を受けやすくするためのシステムづくり
- 【中長期的取組】 巡回・窓口での健康に関する相談、指導の促進

チャレンジ3 安全対策

- 【短期的取組】 ①パトロール、巡回相談の際の安全確認等
②関係機関の連携による、事件・事故の予防等
③適切な一時保護
④ホームレスの人権や地域の安全確保等に関する啓発、情報提供
- 【中長期的取組】 ①セーフティネットへのホームレスの組み入れ
②ホームレス自身と地域との融和

チャレンジ4 県民等への啓発

- 【短期的取組】 ①地域住民の理解を得る・自ら考える活動の展開
②各種団体への啓発
③関係機関への啓発
- 【中長期的取組】 地域住民の理解を得る活動と「私にできるサポート」の定着・拡大

チャレンジ5 「ホームレス」の人権擁護

- 【短期的取組】 ①千葉県人権施策基本指針に基づく人権施策の推進
②人権尊重の視点からの住民への啓発
③権利擁護事業の利用
④無料低額宿泊所利用者の支援の向上
- 【中長期的取組】 ①住民に対する、ホームレスの人権擁護の啓発
②関係者に対する啓発